

平成24年(ワ)第206号, 543号

原告 吉田隆介 外189名

被告 東京電力株式会社

準備書面(29)

平成26年10月28日

新潟地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 和田光弘

同 訴訟復代理人 佐藤辰弥

第1 弁論にあたって

私は福井弁護士会に所属する弁護士で、福井県大飯郡おおい町に所在する大飯原子力発電所にかかる運転差止訴訟の弁護団長です。私は新潟県で生まれ18歳まで新潟県で育った者として望郷の念止みがたく原告代理人の末席を穢し、画期的な福井地方裁判所の判決をご紹介し、御庁の審理の参考にして頂きたく弁論をさせていただきます。

第2 大飯原発運転差止訴訟判決の意義

本年5月21日に福井地裁において関西電力に対し、大飯原発3・4号機の運転差止を命ずる判決が出された。もんじゅ訴訟の控訴審判決、志賀原発の一審判決以来、3番目の原発の運転差止を命ずる判決である。福島第一原発事故後、初めての運転差止訴訟判決であるとともに、司法が原発の抱える本質的な危険性を認め、新しい原発訴訟の枠組みを構築した判決として、その判決の意義は極めて大きい。

第3 判決が生まれた背景

1 福島事故の発生、経過、現状

今回の福井地裁の判断の背景に、福島第一原発事故の深刻な被害があったことは疑うべくもない。判決は「福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。」と強調した。

すなわち、平成23年3月11日、M9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、地震津波により福島第1原発において全電源喪失の事態を招き、原子炉冷却機能が喪失し、核燃料のメルトスルー、メルトダウン(1~3号機)、水素爆発(1, 3, 4号機)の非常事態に発展し、大量の放射性物質が環境中に放出された。その間技術者達は原子炉を「止める、冷やす、閉じこめる」ために賢明の努力をしたが、原子炉を「止める」ことが出来ただけで、「冷やす、閉じこめる」という事故拡大防止対策は全く効を奏さなかった。

この事故により大量の放射性物質が環境中に放出されて広範囲の土壌を汚染し、15万人の住民が避難生活を余儀なくされ、その避難の過程で少な

くとも60名の尊い命が失われた。現在も元の居住地に帰ることが出来ない住民が多数いる。

2 福島事故の影響

(1) 原発の安全性に対する信頼（安全神話）の崩壊

福島原発事故の前には、政府と電力会社は「原子力は安全です」などと原発の安全性を様々なメディアを通じて殊更に強調し、いわゆる原発安全神話をつくりあげていた。

ところが、福島原発事故後は、誰も「原子力は安全です」とはいえなくなり、原発安全神話は完全に崩壊した。田中俊一原子力規制委員長が、平成26年7月16日、再稼働のための川内原発の安全審査について記者会見した際、「基準の適合性を審査した。安全だということは申し上げない」と発言したことは、このことを象徴している。

(2) 安全審査に対する信頼の崩壊

福島原発事故は、原子力行政による安全審査に対する信頼も、根底から覆した。安全設計審査指針が、福島原発事故の直接の原因となった長時間の全交流電源喪失事故を事実上考慮しなくてよいとしていたこと、津波に関する基準が不十分であったこと、シビアアクシデント対策を電力会社任せにしていたことなど、様々な審査基準の欠陥が、同事故を引き起こしたからである。それに加えて、巨大地震の場合にはいくつもの故障が重なることが当然予想されるのに、そうした考慮が十分なされていなかった（「単一故障指針」の限界）ことも、強く批判された。何よりも、これほど様々な問題を抱えていながら、原発安全神話を電力会社と一緒に作り上げ、市民からの危険性の指摘には耳を貸そうとしなかった行政の姿勢そのものが、多くの市民から強い不信を招いた。

事故当時原子力安全委員会委員長であった班目春樹氏は、国会事故調査委員会（以下「国会事故調」という）の調査において、「安全指針類にいろいろな意味で瑕疵があった」「国際的にどんどん安全基準を高めるといふ動きがあるところ、なぜ日本ではそれはしなくてもいいかという言い訳作りばかりをやっていて、真面目に対応してなかったんじゃないか」「ある意味では、30年前の技術かなんかで安全審査が行われているという実情がある」と述べて、安全審査が「原子力災害を万が一にも起こしてはならない」といふ姿勢とはほど遠いものだったことを証言し、謝罪した。

国会事故調も、報告書において「関係者に共通していたのは、およそ原子力を扱う者に許されない無知と慢心であり、世界の潮流を無視し、国民の安全を最優先とせず、組織の利益を最優先とする組織依存のマインドセット（思いこみ、常識）であった」「規制当局の、推進官庁、事業者からの独立

性は形骸化しており、その能力においても専門性においても、また安全への徹底的なこだわりという点においても、国民の安全を守るには程遠いレベルだった」と述べて、原子力行政の根本的見直しが必要であると指摘した。

(3) 福島原発事故の教訓

ア「人災」としての福島原発事故

福島第一原発では、建設時の想定を超える津波が起きる可能性が高いことや、その場合すぐに炉心損傷に至る脆弱性をもつことが、繰り返し指摘されていた。しかし、そうした指摘は安全性の向上に生かされることなく、「抽象的なこと」「発生する可能性がないこと」として無視されてきた。

その原因は、東京電力の安全軽視・経済性優先の姿勢にあると同時に、そうした電力会社を規制できない原子力行政の根本的欠陥にあった。国会事故調は、そのことを次のように指摘した。「当委員会は、本事故の根源的原因は歴代の規制当局と東電との関係について、「規制する立場とされる立場が『逆転関係』となることによる原子力安全についての監視・監督機能の崩壊が起きた点に求められる。」と認識する。何度も事前に対策を立てるチャンスがあったことに鑑みれば、今回の事故は「自然災害」ではなくあきらかに「人災」である。」と結論づけている。

イ「万が一にも」再び「人災」を繰り返さないために

これまでに「人災」と指摘された災害はいくつもあるが、福島原発事故ほど広範かつ深刻で回復不可能な被害をもたらした「人災」はない。このような「人災」を「万が一にも」再び繰り返してはならないことは、誰の目にも明らかである。

そのためには、国会事故調が指摘した「規制する立場とされる立場が『逆転関係』となること」や「規制当局が事業者の虜（とりこ）となり、規制の先送りや事業者の自主対応を許すことで、事業者の利益を図り、同時に自らは直接的責任を回避」することがないよう、また、生じうる具体的危険が「抽象的なこと」として切り捨てられることがないよう、電力会社のみならず行政庁のあり方も含めた原発の安全性が厳しくチェックされ続けなければならない。そのための新たな仕組みの構築が求められている。

3 従来の司法審査の問題点と課題

(1) 福島原発事故における司法の責任と市民からの強い批判

本来司法も、国民の基本的な人権の中核をなす生存権や人格権を守るため、原発の安全性についても、チェック機能を果たすことが求められていたはずである。のみならず、行政による規制が原発推進勢力の「虜」となって機能していない状態であればこそ、司法こそが、市民の人権を守る「最後の砦」としての役割を発揮し、悲惨な事故を防ぐため原発の安全性を厳しくチェッ

クすることを、憲法上強く要請されていたはずである。

しかし残念ながら、福島原発事故前には司法はその機能を果たさず、ほとんどの原発訴訟において、裁判所は「専門的技術的裁量」の名の下に行政による安全審査の結果を追認するだけに終始していた。その最大の原因は、裁判官自身が原発安全神話にどっぷりつかり、原子力行政を無批判に信頼して、原発事故のもつ莫大な危険と「事故は起こる」「機械は故障する」「人間は過ちを犯す」という当然の経験則にさえ目をつぶってきたことにある。こうして司法は、数少ない例外を除いて、原発の危険性を指摘する住民に対して高度の具体的危険性の証明を要求する一方で、行政の行う安全審査の結果はほぼ無批判に受け入れるという、原発の安全審査に対する極めて消極的・受動的な態度をとり続けた。その結果、福島原発事故という未曾有の人災による深刻な人権侵害を防げなかったのである。この点において、福島原発事故の災害の責任は、電力会社、行政にのみあるのではなく、司法にも厳然としてあるはずである。当然ながら、福島原発事故後、電力会社や行政のみならず司法に対しても厳しい批判がむけられることとなった。

このことを深く反省し、二度と原発災害による深刻な人権侵害を引き起こさないための新たな原発訴訟のあり方を追求すること、そのことこそが、原発震災によって命を絶たれ、あるいは深刻な被害にいまも苦しみ続ける被災者に対して取るべき、司法に携わる者の重い責任である。

(2) 司法関係者による反省

こうした厳しい批判を受けて、元裁判官や現役裁判官からも反省の声があがったのも当然である。

ア 原発訴訟に関与した裁判官らの反省

「原発と裁判官 司法はなぜ『メルトダウン』を許したのか」（朝日新聞出版 2013年）では、過去に原発訴訟に関与した複数の裁判官が、反省の弁を述べている。

たとえば、仙台地裁で女川原発1号機・2号機訴訟の裁判長をつとめた塚原朋一氏は、原発の危険性は「社会観念上無視しうる程度に小さい」と認定したことについて「これについては、いま、反省する気持ちがあります。わたしは裁判長をしていたとき、『何で住民はそんなことを恐れているんだ?』『気にするのはおかしいだろう』とっていました。その程度だったらいいじゃないかと考え、『無視しうる程度』という表現に至ったのです」と述べている。

また、原発の運転差止の要件についても、よりゆるやかな判断となるとの考えを示す元裁判官もいる。東京高裁で福島第二原発3号機訴訟の裁判長をつとめた鬼頭季郎氏は、「これまでは原告に『具体的・現実的危険』

があることを立証するよう求められていたため、勝つことはなかなか難しかった。しかし今後は『具体的かつ想定可能な範囲の危険』があることを立証できればよいという、ゆるやかな基準になることも考えられます」と指摘する。

同様に、大阪地裁で高浜原発2号機訴訟の裁判長をつとめた海保寛氏も、「福島事故を見た後の原発訴訟では、これまで想定しにくかったこと、あるいは想定しなくなかったことまで考えざるを得なくなるでしょう。それと同時に、差し止め請求の場合の『危険の切迫』という要件も、従来のようなメルトダウンに至る切迫した『具体的危険』という厳格なものではなく、もっとゆるやかなものになっていくと思います」と指摘している。これらはいずれも福井地裁判決と軌を一にする意見といえる。

イ 司法研修所特別研究会にみられる反省の発言

現役裁判官の中でも、福島原発事故を受けて、これまでの原発訴訟のあり方を反省する潮流は存在する。

最高裁司法研修所が平成24年1月に開催した原発訴訟（複雑困難訴訟）の特別研究会では、福島事故を受けた討論があった。

報道によれば「原発訴訟について報告書を出した7人のうち5人が、これまでの訴訟の在り方について問題を提起したり、安全審査を進める具体的手法について意見を述べた。裁判所が安全性の審査により踏み込む必要性については、ほかの参加者にも異論はなかった…ある裁判官は『放射能汚染の広がりや安全審査の想定事項など、福島原発事故を踏まえ、従来の判断枠組みを再検討する必要がある』と提案。安全性の審査・判断を大きく改めるべきだとの考えを示した。国、電力側の提出した証拠の妥当性をこれまで以上に厳しく検討する狙いとみられる」とされている。

また、同研修所が平成25年2月12日に開催した裁判官特別研究会において、各地の裁判官の発言から、「福島原発事故は起こるべくして起きた事故だという現実から出発すべきだ。原発事故は一度起きたら取り返しがつかないが、原発を止めても当面取り返しのつかない事態は生じない。」

「国や電力会社がやっていることだからとか、専門家がやっているから間違いないだとか、3人の裁判官が国家施策に関わる判断をしかねるといった潜在意識は払拭されてしかるべきだ。」「原子力規制委員会の策定する基準やその当てはめを尊重すべきだとは思わない。裁判所がどのような観点で審査するかということが大事である。」「福島で提起された問題がきちんと解決されているか、福島とは違うと言えるのかという観点で考えるべきである。」など、これまでの原発訴訟のあり方に対し、痛切な批判が出た。

4 小括

以上から明らかなように、福井地裁判決は、福島原発事故のきわめて深刻な被害を踏まえ、また同事故が明らかにした原発安全神話や安全審査に対する信頼の崩壊という事態を踏まえて生み出されたものである。同時にそれは、同事故後の裁判所に対する厳しい社会的批判や裁判所内外に生じたこれまでの原発訴訟のあり方に対する真摯な反省の潮流にも根ざし、司法の責任を果たすべく、新しい判断枠組みを打ち出した、勇気ある判決だった。

第3 福井地裁が打ち立てた新たな判断枠組み

1 福井地裁は、福島原発事故という人類史に残る大規模放射能汚染の現状に正面から向き合い、人権擁護の「最後の砦」としての司法の役割を全うすべく、原告らの立証すべき具体的危険性について、「具体的危険でありさえすれば万が一の危険性の立証で足りる」（同42頁）とする新たな判断枠組みを提示した。

以下に、福井地裁判決の「具体的危険性」に関する判示内容とその正当性を詳論する。

(1) 原子力発電技術の危険性

ア 福井地裁は、すでに述べたような福島原発事故の深刻な被害に正面から向き合い、「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利（引用者注：生命を守り生活を維持するという人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利のこと）が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難」く、「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになった」（40頁）と指摘した。

イ 上記判示には、チェルノブイリ事故に並ぶ人類史上最悪の原発事故である福島原発事故の被害の悲惨さに目をつぶることなく、これを大前提として判断を下そうという裁判所の姿勢が表れている。このような裁判所の姿勢は、まさに福島原発事故を経験した国民の健全な社会通念に根差したものである。

そして、裁判所が、従来の原発訴訟における消極的な姿勢とは決別して、原発事故の被害実態に正面から向き合おうとしている点で、大いに評価されるべきである。

(2) 人格権の根幹部分をなす根源的な権利が経済活動の自由に優越すること

ア 上記判示を踏まえたうえで、福井地裁は、原発差止訴訟と通常の民事差止訴訟との違いについて次のように指摘した。すなわち、名誉やプライバ

シーを保持するための出版差止訴訟においては「名誉権ないしプライバシー権と表現の自由という憲法上の地位において相拮抗する権利関係の調整」（同39頁）が問題となるのに対し、原発差止訴訟においては「この根源的な権利と原子力発電の運転の利益の調整」（同40頁）が問題となる。そして、「人の生命を基礎とする」人格権が「我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない」（同38頁）最も重要な権利であることを明確に認める一方で、「原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（憲法22条1項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである」（同40頁）と指摘し、人格権の根幹部分をなす根源的な権利が経済活動の自由たる原子力発電所の稼働の利益に優越することを認めた。

イ 上記判示のうち、最も重要な権利である人格権の中核部分をなす根源的な権利が経済活動の自由に優越するとの指摘は、司法関係者の間においては全く異論の無いところである。

そして、福島原発事故は、原発技術において事故が発生した場合には、他の科学技術とは大きく異なり、最も重要な権利である「生命を守り生活を維持するという人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利」が極めて広範囲にわたって根こそぎ奪われることを、具体的な現実として、明らかにした。それにとどまらず、被害の回復には複数世代にわたる極めて長い時間を要することに加え、現代の科学技術では事故の全容を解明できないばかりか、事故を収束させることすらできないことまで、具体的な現実として、明らかにしたのである。このような具体的な現実を前にするならば、日本社会において、「福島原発事故のような事態をもう二度と起こしてはならない。」、「福島原発事故のような放射性物質が原発敷地外の放出される重大な事故が発生する危険があれば、もはや、最も重要な権利を侵害されることになる周辺住民と原発との共存は不可能である。」という社会通念が確立していることは、もはや誰も否定できない。

その一方で、電力会社の電気を生み出す自由は、原子力発電技術を用いずとも、火力発電や水力発電、再生可能エネルギーの利用等により充足可能なのである。

このような具体的な現実には、現在の日本において、「原発の周辺に暮らす住民の生命を守り生活を維持するという人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利が、電力会社の原発を稼働させる自由に優越する。」という確固とした社会通念が確立されていることもまた、誰も否定できないところである。

したがって、福井地裁判決の上記判示は、司法関係者のみならず、社会通念に照らしても、反論の余地のないものと言わざるをえない。

(3) 判断枠組み

ア 上記の原子力発電技術の危険性及び原発差止訴訟における利益の対立状況を踏まえた上で、福井地裁は、「深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべき」（同38頁）との解釈指針のもと、「事故等によって原告らが被ばくする又は被ばくを避けるために避難を余儀なくされる具体的危険性があることの立証責任は原告らが負う」（同42頁）としつつ、原告らの立証すべき対象、すなわち裁判所が判断する対象については「具体的危険でありさえすれば万が一の危険性の立証で足りる」（同42頁）と判示した。

イ すでに述べたとおり、現在の日本においては「福島原発事故のような事態をもう二度と起こしてはならない。」、「福島原発事故のような放射性物質が原発敷地外の放出される重大な事故が発生する危険があれば、もはや、最も重要な権利を侵害されることになる周辺住民との共存は不可能である。」という確固とした社会通念が確立されている。

そうであれば、福島原発事故によって具体的な現実として明らかになったような事態が「万が一」にでも生じるようなことはもはや社会的に受け入れられないのであって、福井地裁判決の「具体的危険でありさえすれば万が一の危険性の立証で足りる」（同42頁）、すなわち、「福島原発事故のような具体的危険が万が一にも生じるおそれのある原発はその稼働が許されない」という判断枠組みは、社会通念に根差した、まさに正当としかいいようのないものである。

(4) 福井地裁判決の判示内容のまとめ

以上のとおり、福井地裁判決は、①福島原発事故という人類史上最悪の放射能汚染事故の現実に正面から向き合い、②原発事故が、生命を守り生活を維持するという人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利を共存不可能な態様で奪い去ること、そして③このような事故をもう二度と起こしてはいけないという確立された社会通念に従い、「具体的危険でありさえすれば万が一の危険性の立証で足りる」（同42頁）、すなわち、「福島原発事故のような危険が万が一にも生じるおそれのある原発はその稼働が許されない」という判断枠組みを提示したのである。

上記の①ないし③は誰も否定できない事実であり、つまり福井地裁判決の判断枠組みは、誰も否定できない事実から導き出された極めて正当かつ、社会通念に合致したものである。

(5) 伊方最高裁判決を民事訴訟に妥当する限りの的確に反映したものであること

また、福井地裁判決の判断枠組は、伊方最高裁判決が明らかにした、原子力発電技術に求められるべき安全性に関する国民の社会通念を的確に反映したものである。

すなわち、伊方最高裁判決においては、原子炉等規制法に基づく設置許可処分手続の趣旨について、「安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能に汚染するなど、深刻な災害を引き起こす恐れがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにする」ことにあると判示されている。

そして、福井地裁判決は、「具体的危険でありさえすれば万が一の危険性の立証で足りる」（同42頁）、すなわち、「福島原発事故のような周囲を放射能により汚染する危険が万が一にも生じるおそれのある原発はその稼働が許されない」という判断枠組みを提示したのであって、まさに伊方最高裁判決が明らかにした、原子力発電技術に求められるべき安全性に関する国民の社会通念を的確に反映した判断枠組みを提示したのである。

(6) 福島原発事故後の司法関係者の反省内容と整合すること

福井地裁判決の判断枠組は、すでに述べた、かつて原発訴訟に関与した裁判官らの反省とも整合している。

繰り返しを恐れずに言えば、高浜一審判決の裁判長であった海保寛氏は、「福島の事故を見た後の原発訴訟では、…差止請求の場合の『危険の切迫』という要件も、従来のようなメルトダウンに至る切迫した『具体的危険』という厳格なものではなく、もっとゆるやかなものになっていくと思います」と述べている（朝日新聞出版「原発と裁判官」33頁）。

また、福島第二原発控訴審判決の裁判長であった鬼頭季郎氏も、「これまでは住民側に『具体的・現実的危険』があることを立証するように求められていたため、勝つことはなかなか難しかった…。しかし今後は『具体的かつ想定可能な範囲の危険』があることを立証できればよいという、ゆるやかな基準になることも考えられます。」と述べている（同73頁）。

これらの元裁判官の発言内容は、福島原発事故という悲惨な現実を目の当たりにして、これまでの原発訴訟において要求されてきた「具体的危険」や「危険の切迫」といった要件が不適切だったとの反省に立脚し、福島原発事故のような悲惨な結果はもう二度と起こしてはならないとの問題意識に基づくものといえる。

そうであるならば、福島原発事故のような悲惨な事故を具体的危険の内容

として、「具体的危険でありさえすれば万が一の危険性の立証で足りる」とする福井地裁判決の判断枠組みは、これら元裁判官らの反省内容と一致するものであり、この点からも正当なものといえる。

第4 福井地裁による具体的危険の認定

1 福井地裁は大飯原発3・4号機の具体的危険性の有無について判断するため、地震が起きた際に原発の冷却機能が維持されるか否かについて、次の通り検討した。

すなわち、被告関電は、冷却機能が喪失する規模の地震動である1260ガルを超える地震は、勿論、炉心損傷が起きる得るとして安全対策が義務づけられる基準地震動である700ガルをこえる地震も起きないと主張していた。

これに対し、判決は以下のように判示して、地震によって原発の冷却機能が損なわれる「具体的危険」があるとした。

- (1) まずストレステストの基準とされた1260ガルを超える地震も起こりうると判断した。地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生の機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ない、地震は太古の昔から存在するが、正確な記録は近時のものに限られ、頼るべき過去のデータはきわめて限られていることを指摘し、地震の規模の想定には科学的限界があり、大飯原発に1260ガルを超える地震が来ないとの想定は科学的に不可能である(45頁)。
- (2) 700ガルを超えて1260ガルに至らない地震について、被告はイベントツリーを策定してその対策をとれば安全としているが、イベントツリーによる対策が有効であることは論証されていない。とりわけ、地震によって複数の設備が同時にあるいは相前後して使えなくなったり故障したりすることは機械というものの性質上当然考えられる(46, 47頁)。
- (3) 従来と同様の手法によって策定された基準地震動では、これを超える地震が発生する危険があるとし、とりわけ平成17年以後10年足らずの間に4つの原発(女川・志賀・柏崎刈羽・福島第1)に5回にわたり各原発の基準地震動を超える地震が到来しているという事実を鑑み、基準地震動をこえる地震が起きないというのは科学的根拠がない。それゆえ、基準地震動を超える地震が起きて重大な事故が生じる可能性は万が一の危険ではなく、現実的で切迫した危険である(52頁)。
- (4) 関電は、安全余裕があり基準地震動を超えても重要な設備の安全は確保できるとしたが、判決は、基準を超えれば設備の安全は確保できないとした(54頁)。
- (5) 地震における外部電源の喪失や主給水の遮断が、700ガルを超えない

基準地震動以下の地震動によって生じ得ることに争いなく、これらの事態から過酷事故に至る危険性がある（56頁）。

(6) 使用済み核燃料は、福島原発事故において最も重大な被害をもたらすおそれがあるとされ原子炉格納容器ほどの堅牢な施設に囲われることなく保存されているため、危険である（60頁）。

2 福井地裁は、最後に、関電が主張するコスト論について「極めて多数の人の生存の権利」と「電気代の高い低いの問題」を並べて議論したり、その議論の当否を判断すること自体法的に許されないと指摘しました。国富の流出や喪失についても、原発の運転停止による多額の貿易赤字を国富の流出や喪失というべきでなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻せなくなることが国富の喪失であると関電のコスト論を一蹴した（66頁）。

第5 福井地裁の審理の特徴

1 福島原発事故に真摯に向き合った裁判所の姿勢

福井地裁の審理において、原告らは福島の実態に目を向けるべきであること、原発の耐震設計には多くの問題があり、巨大地震により再び取り返しのつかない事故に至る危険があることを何度も強調した。福島の被災者には2回にわたり意見陳述をお願いし、ほかにも福井の住民が福島原発事故以来抱えている不安を意見陳述として繰り返し、裁判所に伝えた。

裁判所は特に被災者の意見陳述に熱心に耳を傾けていた。国会事故調の報告書を裁判所が詳細に吟味していることは、訴訟指揮の言葉の端々から強く感じられた。特に裁判長が福島原発事故をしっかり受け止めていることは訴訟が進むにつれて手に取るように分かった。

2 福井地裁の審理の特徴

福井地裁の審理は、1年6ヶ月の間に別紙「大飯原発3・4号機運転差止訴訟の進行」の通り、8回にわたる口頭弁論と6回の進行協議期日が重ねられての判決となった。

裁判所は関西電力に対して、原告が提起した事故の想定や原発の危険性について、できる限り詳細に認否することを繰り返し求めた。その結果、原告の主張の中で電力会社も認めざるを得ない事実が多数あることが明らかになった。今回の判決は、事実認定の出発点として当事者間に争いのない事実をもとにしているが、その足がかりは、こうした地道な努力の結果得られたものである。

また、裁判官は、分からないことを当事者に求釈明することに躊躇しなかった。口頭弁論期日と進行協議期日では、毎回、いくつもの質問が裁判所から当事者に対してなされた。最初のうちは、原告の主張についての質問が多

く、後半になるにつれて、被告に対するものが増えていった。その過程の中で、関西電力側の回答の不合理性や裁判所の疑問に正面から回答しない怠慢さが、次第に明らかになった。

例えば、判決の中でも指摘されている、原発の耐震設計の基準となる地震動（基準地震動）を超えた地震が過去5回もあるという点について、裁判所は強い関心を示し、現在の耐震指針との関係を当事者に質問した。これに対する関西電力の回答は、問題となった過去5回の地震のうち、一部は太平洋側のプレート間地震だから日本海側の大飯原発とは無関係、その他は新しい耐震設計基準で対応済み、というものだった。しかし、原告が問題提起し、裁判所も関心をもった、「何故、科学的知見を用いて策定されたはずの基準地震動が何度こうもやすやすと超えられてしまうのか？」「基準地震動そのものの信頼性に疑問があるのではないか？」という点については、被告関西電力はまともに答えられなかった。

また、裁判所が平成25年12月に被告に対して行った、「①使用済み核燃料の危険性に関する被告の見解を明らかにせよ」「②関西電力は大飯原発にどの程度の地震がくると想定しているか明らかにせよ」との質問については、平成26年1月15日までに回答が求められていたのに回答せず、2月10日ようやく書面を提出した。いずれも原発の危険性に関する基本的な問題で、電力会社としては回答は容易なはずなのに回答が引き延ばされたことに対して、裁判長は強い不快感を示した。

さらに、裁判長は、基準地震動の範囲内で原子炉の冷却にとって重要な主給水や外部電源の喪失が起こること自体に大変驚き、「これは本当か」と何度も関西電力に確認し、「そうだとすればイベントツリーの実効性が争点になる」という見解を示していた。しかし、関西電力は、この裁判所の疑問に対しても、ストレステストの結果等について通り一遍の主張をしたに止まった。

結局、事前に裁判官が疑問を呈していた問題点で関西電力がまともに答えようとしなかった論点が、全て今回の判決の理由の柱となった。関西電力は完全に墓穴を掘った形である。いや、あえていえば、関西電力は、裁判官の疑問に詳細に答えて論点を増やすことを嫌い、「いずれ安全審査の結果さえ出れば、どのみち裁判所が関西電力を負かすことはないだろう」と、裁判所を見くびっていたのではないかとすら思われる。それほど、関西電力の訴訟態度は不誠実であった。

本件訴訟での被告東京電力は誠実に釈明に答えていると言えるでしょうか、福島原発事故に関して、関西電力のように「他社の出来事」と口を閉ざすことは許されません、また新潟県中越沖地震の際、柏崎刈羽原発において

基準地震動をはるかに超える1699ガルの地震動があったことから元々の基準地震動の想定が何故間違ったのか、1～4号機と5～7号機の地震動の差の原因、さらには地震によって生じた3000カ所に及ぶ故障箇所の詳細など、本件原発には大飯原発以上の「具体的危険」がありそうである。東京電力におかれては、柏崎刈羽原発に大規模放射能汚染を招く具体的危険がないことを立証する説明責任がある。

第6 最後に

最後に新潟地方裁判所に以下のことを切望いたします。

福井地裁が構築した原告らの立証すべき具体的危険性について、「具体的危険でありさえすれば万が一の危険性の立証で足りる」とする新たな判断枠組みを支持して下さい。

福島原発事故という人類史に残る大規模放射能汚染の現状を直視すれば当然導き出される結論であるばかりか、人権擁護の「最後の砦」としての司法の役割を全うすることになります。そして原告および被告にどんどん釈明を求めて下さい。本件原発の危険性が明らかになります。

そのようにして、原告のみならず多くの国民から賞賛される判決を切望致します。

以上